



地域力連携拠点事業を活用下さい!

小規模企業を始めとする中小企業の経営力の向上、創業、事業承継といった課題対応を支援することにより、小規模企業等が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図ることを目的とします。

是非、セミナー等に参加して頂き、地域力連携拠点をご利用下さい。

支
援
メ
ニ
ュ
ー

○情報提供 (セミナー開催)

- ・販売促進セミナー (販売促進およびPOP作成講習会)
- ・IT活用セミナー (ホームページ活用等IT活用講座)
- ・事業承継セミナー (情報提供およびアドバイス)
- ・創業支援セミナー (創業に役立つ知識の習得)



○専門家派遣および窓口相談

- ・中小企業が抱えている経営面での問題に関する相談
- ・経営革新、地域資源、創業・事業承継に関する相談及び支援
- ・セミナー修了者に対するフォローアップ

お問い合わせ先 : 広陵町商工会 電話 0745-55-3535
 葛城地区商工会広域協議会 電話 0745-55-9355



目次



地域力連携 拠点事業	ページ 1
最低賃金法が 改正されます	ページ 1
法律で解決! 下請法違反になるケース ならないケース	ページ 2~3
知的財産権制度 Q & A	ページ 3
葛城市花火大会	ページ 4
河合町商工会青年 部 玉入れ競技会	ページ 4

最低賃金法が改正されます

7月1日より最低賃金法が変わり、最低賃金の決定基準や罰則の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

【改正の概要】

1. 地域別最低賃金はこうなります
 - 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活施策との整合性にも配慮することとなります。具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。
 - 地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が2万円→50万円に上げられます。
2. 産業別最低賃金はこうなります
 - 産業別最低賃金については、その不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。
3. 適用除外規定が見直されます
 - 障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。
4. 派遣労働者の適用最低賃金が変わります
 - 派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。
5. 最低賃金額の表示が時間額のみになります。
 - 時間額、日額、週額、又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみになります。

最低賃金に関するお問い合わせは都道府県労働局又は労働基準監督署へ
なお、厚生労働省ホームページでも最低賃金に関する情報をご覧いただけます。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/>

葛城地区商工会広域協議会
ホームページのお知らせ

<http://www.koryonet.or.jp/kouiki/index.htm>



変化への対応
商工会が目指す
三つのアクション

成長する企業づくり

商工会の
パワーアップ

商工会事業の効率化と
支援の充実・強化